

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		さいたま市立漫画会館の資料の利用許可
根拠条例・規則等名		さいたま市立漫画会館条例施行規則
条 項		第3条
所 管 部 課		スポーツ文化局 文化部 文化振興課 漫画会館 (電話：048-663-1541)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、資料の利用を許可する。 (1) 北沢楽天の業績を広く世に周知させ、会館設置の目的に寄与する場合。 (2) その他学術上の研究等による場合。
	設定等年月日	平成13年5月1日設定
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	資料の状況・状態等が事案により異なるため未設定である。
	設定等年月日	平成13年5月1日設定
備 考		